

学校法人坪内学園学納金規程(抜粋)

学校法人坪内学園学納金規程

第3章 学業支援授業料減免制度

(総 則)

第23条 学業支援授業料減免制度に関しては、本校の学則第10章に定めるほか、この規程の定めるところによる。

2. 新入学生及び在校生のうち、経済的理由により学納金全額の支払いが困難であると認められかつ意欲と能力のある者に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう授業料の一部を減免し本校での教育機会確保を支援する。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に修学が困難となる学生の修学継続を支援するため改定された法律や制度に基づき本制度内容を変更できるものとする。

(採用定員及び減免額)

第24条 授業料減免採用者と認められた者には、授業料の一部を免除する。

2. 授業料減免採用定員は、上限を各校各学年8名以内とし、減免額は1人あたり20万円とする。特待生奨学金給付制度等の同時受給は可能である。
3. 坪内学園グループこども総合学科奨学金との併用はできない。
4. 国の「高等教育の修学支援新制度」との併用はできない。

(対象者)

第25条 授業料減免採用の対象者は新入学生及び在校生のうち、同一世帯の満18歳以上の者について次の経済的要件①～⑤のいずれかに該当する者。

- ①生活保護法による保護費を受給している世帯の者
- ②個人住民税所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）の世帯の者
- ③所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）の世帯の者
- ④保護者等の倒産、失職等により家計が急変した世帯の者
- ⑤上記①～④に準じる経済的に困難な世帯（世帯年収350万円程度）の者

(応募資格)

第26条 以下の要件を全て満たす者が授業料減免申請の資格を有する。

- ①新入学生については募集年度の高等学校卒業見込者で本校を専願であること、また進級在校生については、学校行事や就職活動等に積極的に参加していること
- ②前条の①～⑤の世帯に該当する証明書類を提出できること
- ③人物品行ともに優れており、他の学生の模範となる者

(申請手続)

第27条 授業料減免を希望する者は、次のとおり申請するものとする。

- ①新入学生は、入学願書等出願に必要な書類と併せ、申請書と同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ②進級在校生は、申請書と同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ③家計急変等の状況により授業料減免を希望する者は、本条①あるいは②の書類に加え事由書と家計急変等の状況を証明する書類（離職理由コードが11である雇用保険受給資格者証、税務署に提出した廃業届、給与支給者等第三者による所得見込証明書等）も添付するものとする。

(選 考)

第28条 新入学生の授業料減免採用の選考は、書類審査、面接試験、作文試験の各試験を行い、

- 授業料減免選考委員会において選考され、校長が仮決定し理事長が承認する。
2. 進級在校生の授業料減免採用の選考は、作文試験を行い、提出書類や学業成績、出席状況の良否等を授業料減免選考委員会において審査の後選考され、校長が仮決定し理事長が承認する。
 3. 授業料減免が仮決定した者には、第24条で定める減免金額分の授業料の納入を猶予する。
 4. 授業料減免が仮決定した者は、本決定を受けるための再審査を受けなければならない。

(授業料減免選考委員会)

第29条 授業料減免選考委員会は校長、教頭等その他必要な教員で構成する。

(本決定)

- 第30条 授業料減免が仮決定した者は、6月に新たに確定した同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出しなければならない。
2. 授業料減免選考委員会において提出書類を再審査し、授業料減免採用者を本決定する。
 3. 本決定にならなかった者は、仮決定で納入を猶予されていた減免金額分の授業料を9月30日までに納入しなければならない。

(決定通知等)

- 第31条 授業料減免が仮決定した者には、仮決定通知書を校長名で本人宛に送付する。その後本決定した者には決定通知書を校長名で本人宛に送付する。
2. 仮決定通知書を受理した者は、受理後2週間以内に同意書を校長宛に提出するものとする。その後決定通知書を受理した者は、受理後2週間以内に誓約書を校長宛に提出するものとする。

(期 間)

第32条 授業料減免を認める期間は当該年度の1年間とし、減免期間の始期は4月1日、終期は3月31日とする。

(学校行事等への参加義務)

第33条 授業料減免採用者は、学校行事等に積極的に参加すること。もしくは行事等への協力支援を行うこととする。

(取 消)

- 第34条 授業料減免採用者が次のいずれかに該当した場合は、授業料減免選考委員会で協議の上授業料減免を取消することができる。
- ①休学及び留年、退学したとき
 - ②処分を受けたとき
 - ③その他、授業料減免採用者としてふさわしくない行為が判明したとき
2. 授業料減免を取消された者は、減免された全額を学校が定める期日までに学校へ納付しなければならない。

(実施細目等)

第35条 学業支援授業料減免制度の実施細目その他必要な事項は、校長が定め理事長が承認する。

第10章 坪内学園コロナ禍救済授業料減免制度

(総 則)

第84条 この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学生世帯の家計状況の悪化が見込まれる現状に鑑み、学生支援の一環として在学生に対して行う授業料の一部減免に関して、島根県私立専門学校授業料減免事業補助金交付要綱（令和3年5月6日施行、令和3年4

月1日より適用)に基づき、必要な事項を定める。また、本制度は、前述の島根県私立専修学校授業料減免事業補助金が令和3年度の事業を対象とすることから、原則令和3年度における特別支援制度とするが、情勢を考慮し制度継続を行っていくものとする。

(採用定員及び減免額)

第85条 授業料減免採用者と認められた者には、授業料の一部を免除する。

2. 授業料減免採用人数については、申請者人数および選考状況等を考慮し、選考委員会にて、予算の範囲内において決定する。
3. 本規程第86条に該当する者について、一人あたりの減免額を4万円とする。島根県私立専修学校授業料減免事業補助金制度と島根県私立専門学校授業料減免事業補助金制度を併用するものとし、減免採用者にはさらに国から2万円が支援される。
4. 本規程第87条に該当する者について、一人あたりの減免額を4万円とする。島根県私立専門学校授業料減免事業補助金制度に基づき、減免採用者にはさらに国から2万円が支援される。

(応募資格A(制度併用型))

第86条 以下の要件を全て満たす者が坪内学園コロナ禍救済授業料減免申請の資格を有する。

①生計維持者(大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第4項で定める者)の令和2年の総所得金額が、230万円以下であり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の総所得金額が減少すると見込まれること(令和2年の総所得金額が230万円以上であっても新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の総所得金額が230万円以下に激減すると見込まれる場合も含む)

なお、総所得金額の算出方法は、所得課税証明書の合計所得額から所得控除合計額を減じて得た額とする。

②以下の学業成績・学修意欲に関する要件を満たしていること

【入学1年目の者】次のいずれかに該当すること

- ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書の提出によって、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

【入学2～4年目の者】次のいずれかに該当すること

- ア 学業成績が上位2分の1以上であること
- イ 次の(A)及び(B)のいずれにも該当すること
(A) 修得単位数が標準単位数以上であること
(B) 学修計画書の提出によって、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③以下の国籍・在留資格に関する要件を満たしていること

- ア 日本国籍を有する者
- イ 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ウ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

④以下の大学等に進学するまでの期間に関する要件を満たしていること

- ア 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ、進学した者
- イ 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者
- ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

⑤年間授業料に関して、295,000円以上の減免・給付等を受けていないこと

ただし、坪内学園グループこども総合学科幼稚園教諭二種免許併修者奨学金給付制度を除く

(応募資格B)

第87条 以下の要件を全て満たす者が坪内学園コロナ禍救済授業料減免申請の資格を有する。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難であること
- ②学修計画書の提出によって、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- ③以下の国籍・在留資格に関する要件を満たしていること
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 法定特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④以下の大学等に進学するまでの期間に関する要件を満たしていること
 - ア 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ、進学した者
 - イ 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者
 - ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

(申請の時期及び申請書)

第88条 減免を希望する者は、所定の申請書により所定の期日までに提出するものとする。また、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ①状況調書(所定様式)
- ②令和2年の所得を証明する書類(新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の総所得金額が激減すると見込まれる場合は、それを証明する書類も加えること)
- ③住民票
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類

(選考委員会)

第89条 選考委員会は校長、教頭等その他必要な教員で構成する。

(決定通知)

第90条 校長は、減免対象者選考委員会における選考結果に基づき、結果通知書を申請者宛に送付するものとする。

(取 消)

第91条 減免対象者が次のいずれかに該当した場合は、選考委員会で協議の上減免の決定を取消することができる。

- ①休学及び留年、退学したとき
 - ②処分を受けたとき
 - ③その他、減免対象者としてふさわしくない行為が判明したとき
2. 減免を取消された者は、減免された全額を学校が定める期日までに学校へ納付しなければならない。

(実施細目等)

第92条 坪内学園コロナ禍救済授業料減免制度の実施細目その他必要な事項は、校長が定め理事長が承認する。

第11章 坪内学園修学支援金制度

(総 則)

第93条 坪内学園修学支援金制度に関しては、この規定の定めるところによる。

この制度は、学生支援の一環として在学生に対して行う授業料の一部減免に関して、島根県私立専門学校授業料減免事業補助金交付要綱(令和3年5月6日施行、令和3年4月1日より適用)に基づいた島根県私立専修学校授業料減免事業補助金(令和3年度事業)

を利用し実施することができる。

2. 新入学生及び在校生のうち、学業成績、人物、品行が優秀であると認められた者で、応募資格を全て満たす者の中から選考し、支援金を給付する。
3. この制度は、2021年度入学生から対象とし、国際自動車整備士学科及び国際介護福祉士学科及び国際ITビジネス学科の学生については制度の適用はしないものとする。

(採用定員及び減免額)

第94条 坪内学園修学支援金採用者と認められた者には、授業料の一部を給付する。

2. 採用定員は上限を50名程度とする。
3. 一人あたりの給付額は以下の通りとする。

①修学支援法による支援を受けていない者	200,000円
②修学支援法による第Ⅲ区分の支援を受けている者	98,300円

(応募資格)

第95条 以下の要件を全て満たす者が坪内学園修学支援金申請の資格を有する。

- ①生計維持者(大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第4項で定める者)の総所得金額が、230万円以下であること

なお、総所得金額の算出方法は、所得課税証明書の合計所得額から所得控除合計額を減じて得た額とする。

- ②以下の学業成績・学修意欲に関する要件を満たしていること

【新入学生】

- ア 高等学校長の推薦があること
- イ 高校3年間の欠席日数が原則15日未満であること
- ウ 募集年度の高等学校卒業見込者で本校を専願であること

【在校生】

- ア 学修意欲があり、年間欠席時数が原則20コマ以下の者(但し公欠は除く)
- イ 学則を遵守しており、人物品行ともに優れており、他の学生の模範となる者

- ③以下の国籍・在留資格に関する要件を満たしていること

- ア 日本国籍を有する者
- イ 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ウ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

- ④修学支援法による第Ⅰ区分または第Ⅱ区分の支援を受けていないこと
- ⑤特待生奨学金給付制度の給付や学業支援授業料減免制度の減免を受けていないこと
- ⑥特別支援授業料減免制度の減免を受けていないこと
- ⑦委託訓練生でないこと
- ⑧留学生でないこと

(申請手続)

第96条 坪内学園修学支援金制度の採用を希望する者は、次のとおり申請するものとする。

- ①新入学生は、入学願書に推薦書及び各高等学校所定の調査書等を添付して別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ②進級在校生は、担任に坪内学園修学支援金推薦調査書(成績通知書等添付)の作成を依頼し、申込書と共に別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ③新入学生、進級在校生共に「同一世帯全員記載の住民票」と「同一世帯の満18歳以上全員の所得を証明する書類」を提出するものとする。

(選考)

第97条 坪内学園修学支援金採用者の選考は、書類審査、面接試験、一般常識試験の各試験に合格した者の中から、坪内学園修学支援金採用者選考委員会において選考され、校長が決定し理事長が承認する。

(坪内学園修学支援金採用者選考委員会)

第98条 坪内学園修学支援金採用者選考委員会は、校長、教頭等その他必要な教員で構成する。

(決定通知等)

第99条 坪内学園修学支援金採用者として選考された者のうち、新入学生に対しては校長名で本人及び高等学校校長宛に決定通知書を送付する。

2. 坪内学園修学支援金採用者として選考された者のうち、進級在校生に対しては年度内に校長名で本人宛に内定通知を送付し、正式決定は4月1日とする。
3. 決定通知書または内定通知書を受理した者は、受理後2週間以内に誓約書を校長宛に提出するものとする。

(期 間)

第100条 坪内学園修学支援金採用者としての資格は、当該年度1年間とする。

(学校行事等への参加義務)

第101条 坪内学園修学支援金採用者は、学校行事等に積極的に参加すること。もしくは行事等への協力支援を行うこととする。

(取 消)

第102条 坪内学園修学支援金採用者が次のいずれかに該当した場合は、坪内学園修学支援金採用者選考委員会で協議の上、坪内学園修学支援金採用者としての資格を取消することができる。

- ①休学及び留年、退学したとき
 - ②処分を受けたとき
 - ③欠席時数が年20コマを超過したとき（但し公欠は除く）
 - ④本制度の採用決定後に「修学支援法」の支援対象者となった場合
 - ⑤その他、坪内学園修学支援金採用者としてふさわしくない行為が判明したとき
2. 坪内学園修学支援金の採用を取消された者は、修学支援金として給付された金額を学校が定める期日までに学校へ返還しなければならない。

(実施細目等)

第103条 坪内学園修学支援金制度の実施細目その他必要な事項は、校長が定め理事長が承認する。

附 則

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。
2. この規程は、2020年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、2020年10月1日から改正施行する。
4. この規程は、2020年12月18日から改正施行する。
5. この規程は、2021年4月1日から改正施行する。